

給水停止処分取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道事業の健全な経営を確保し、水道料金等の納付に関し公平を期するため半田市水道事業給水条例（平成10年半田市条例第16号）第38条に規定する給水の停止について、必要な事項を定めるものとする。

(給水停止処分の対象者)

第2条 給水停止処分の対象者（以下「処分対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 2期（4か月）以上滞納している者
- (2) 滞納を常習するなど、特に悪質であると市長が認めた者
- (3) その他、特に市長が必要と認めた場合

(給水停止処分の対象除外者)

第3条 処分対象者のうち、漏水、濁水等による苦情処理中の使用者に対しては、給水停止処分の対象から除外する。

(給水停止処分通知書)

第4条 給水停止処分の決定をした時は、処分対象者に対し給水停止処分通知書により通知するものとする。

(給水停止の執行)

第5条 給水停止の執行は、給水停止処分通知書発行の翌日から7日以後とする。

(給水停止処分の一時保留)

第6条 給水停止の執行中又は給水停止後において水道料金滞納額の一部を納入し、今後の納入計画を誓約したもの、又は生活困窮等で滞納額の一部料金が即時納入困難な者であって、今後納入計画を誓約したものについては給水停止の執行を一時保留又は、中断することができる。

ただし、誓約事項が不履行になった場合には、直ちに給水停止を執行するものとする。

(給水の停止方法)

第7条 給水停止の方法は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 乙止水栓を閉栓する。
- (2) 乙止水栓を閉栓し、メーターを撤去する。
- (3) 中高層集合住宅等は、止水バルブ止めをして、封印をする。

(給水停止の解除)

第8条 細水停止の解除は、対象となった水道料金等が全額納入された場合とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。